

令和6年度すかがわ魅力創出補助金募集要項

1 目的

この事業は、市民団体、民間事業者等が主体的に行う須賀川市のイメージや認知度の向上を図るとともに、市民の須賀川市に対する「愛着」や「誇り」の醸成が見込めるものについて、予算の範囲内において支援するものです。

2 対象者

- 市内に本拠を有する団体

※法人格の有無は問いませんが、個人や地域を特定する団体は対象外です。

※宗教活動や政治活動を目的としている者、本市が課税する法人税等を滞納している者、暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当する場合は対象外です。

※任意団体（町内会、行政区は含まない）の例：子育て世代のグループ、若手農家集団、○○実行委員会、まちづくり市民団体等

3 対象事業

令和7年2月末までに完了する事業が対象です。

【支援対象事業（例）】

- すかがわ市何でもランキングなどの情報発信
- 地域の食材を生かしたメニュー開発
- 市内の名所や食べ物、飲食店などを市内・市外に発信するイベント企画
- 体験を通じて須賀川市の魅力を感じることができる企画
- 地域理解につながる取り組み など

※補助金を活用して立ち上げ・実施した後も、自走で事業を継続できるものを求めます。

※上記1目的の観点から、事業を通じて須賀川市の魅力や強みが市内外に発信される取り組みを求めます。

【補助対象にならない事業】

- ・著作権等の権利関係が十分に整理されていない、または、権利者より許諾を得ていない事業
- ・須賀川市から財政的支援を受けている事業
- ・公序良俗に反する事業

4 事業期間

補助金の交付決定日から令和7年2月28日（金）まで

5 支援内容

- 1 事業につき補助金 上限 50万円

※新たに実施する事業を対象とします。

※過去に採択されたものと同じ内容を実施する場合は、3年間を限度に補助対象とします。

※令和6年度予算の範囲内で決定します。

※歳入が発生した場合（参加費を徴収する企画等）、市から交付する補助金は、全体の経費から歳入額を控除した額（上限50万円）とします。

6 補助対象経費

補助対象となる経費は、補助事業に直接かかる以下に掲げる経費です。

費目	主なもの
報償費	講師、専門家及び出演者等への謝礼
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費（1物件あたり5万円未満のもの）、資材等の購入費、会議のお茶代（飲食費は除く）、チラシ・ポスター等の印刷製本費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料等
委託料	補助対象経費の50パーセント以内の委託費
使用料及び賃借料	会場使用料、車両、物品及び器具等のレンタル・リース料等（構成員及び参加者の移動及び所有する備品借用に要する費用は除く。）
その他経費	その他市長が必要と認める経費

【補助対象にならない経費】

- ・団体の運営に関する事務費等の経常的な経費
- ・団体の事務所等を維持するための経費
- ・団体の構成員に対する人件費や謝礼
- ・団体の構成員等による飲食費
- ・財産の取得にかかる経費で、1件5万円以上の備品購入費

7 申請から補助金支払いまでの流れ

1 募集期間	: 令和6年5月1日～5月31日
2 審査	: 6月中旬
3 採択通知	: 6月下旬
4 実績報告（書類提出）	: 令和7年2月末まで
5 補助金額の確定	: 令和7年3月中
6 成果報告会（プレゼン形式）	: 令和7年3月中
7 補助金の支払い	: 補助金の確定後、補助金の交付請求があり次第30日以内

8 申請書類等の提出

以下の書類を提出してください。

	提出書類
1	補助金交付申請書（第1号様式）
2	交付申請団体概要書（第2号様式）
3	事業計画書（第3号様式）
4	収支予算書（第4号様式）
5	見積書（補助対象経費分）
6	既存の取り組みを拡大して実施する事業は、拡大部分が分かる書類
7	評価基準説明シート

■申請方法：①持参 募集期間の午前8時30分から午後5時15分まで（正午～午後1時、土・日曜日、祝日を除く）に持参ください。

②郵送 配達記録の残る郵送方法としてください。当日消印有効とします。

■申請及び問合せ先：〒962-8601 須賀川市八幡町135番地（市庁舎3階）
須賀川市役所 企画政策部 企画政策課
電話 0248-88-9131 FAX 0248-75-2978

※提出書類は返却できません。また、必要に応じて追加資料を提出していただすることがあります。

※申請に関する相談で来庁される場合は、事前に電話でご連絡ください。

9 書類審査

申請書類の審査を行います。審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、申請者に確認を行う場合があります。

次の評価基準により採択・不採択を決定します。

なお、審査の内容についてのお問い合わせには応じられません。

評価基準		
企画力	優位性	近隣他市との将来的な差別化が期待でき、市の強みや地域資源の魅力を市民に印象付ける工夫があるか。
	市との関連性	すかがわ魅力創出事業の趣旨を理解できているか。
	創造性	題材とする地域資源を有効的かつ発展的に磨き上げていくことで、将来的にヒト・モノ・カネの新たな循環や稼ぐ力が期待できるか。
		積極的に新たな方法・手段・ツールを活用しているか。
実行力	妥当性	提案内容が、事業の対象者やニーズをしっかりと捉え、継続性を有したものとなっているか。
	実現可能性	事業計画、収支予算、組織体制、スケジュールは実施可能なものとなっているか。
	周知方法	ターゲット（市民等）に対し、効果的に情報提供が展開されているか。
	波及効果	「誰かに教えたくなる」、「須賀川市に行ってみたいくなる」要素があるか。
	効果検証	事業の効果検証に関する手法や項目が明確となっているか。
総合力		「移住、定住人口・交流人口・関係人口の増加」、「認知度の向上」、「経済の活性化」などに繋がる共感や遊び心のあるものであるか。

10 補助金の交付決定と事業開始

補助金交付申請書類を審査した後、補助金交付（不交付）決定の通知をします。同通知日以降から事業を開始してください。

※採択事業の事業者名、事業概要を市HPなどで公表します。

※事業完了後、事業の実施が確認できる成果品や写真等を提出していただきまますので、確実に保管してください。

11 補助金の概算払

補助事業者は、必要があるときは、補助金の概算払を受けることができます。
補助金概算払請求書を提出してください。

12 実績報告

事業完了後、令和7年2月末までに以下の書類を提出してください。

	提出書類
1	実績報告書
2	事業実績書
3	収支精算書
4	領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類
5	事業の内容がわかる書類またはデータなど

※事業実績を市HPなどで公表します。

13 補助金額の確定と請求

実績報告書等の内容を審査した後、補助金確定通知書を送付しますので、
補助金交付請求書を提出してください。

※補助金確定額は、事業の実施と支払いが確認された経費の金額をもとに算出
しますので、補助金交付決定額より減額となる場合があります。

14 事業の検証

事業の成果を把握し、翌年度の効果的な事業の執行に資するため、成果発
表会を開催するなど最も適切な方法により事業の検証を行います。

【留意事項】

1 関係書類の整理等

事業実施が確認できる成果品や写真及び支払いが確認できる領収書等の書類を提出していただきますので、帳簿類を整理し確実に保管してください。

また、その帳簿類や領収書等は、補助金の交付に係る会計年度終了後、5年間保管してください。

2 事業計画の変更

交付決定後にやむを得ず事業計画の変更が必要になった場合は、速やかに連絡してください。

3 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定を取り消すことがあります。既に補助金が交付されているときは、期日を定めて補助金を返還していただきます。

- ①すかがわ魅力創出補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- ②補助金を他の用途に使用したとき。
- ③偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

4 成果物の取り扱い

事業によって得た成果物は補助事業者に帰属しますが、成果物には「令和6年度すかがわ魅力創出事業」と明記するなど、本補助事業を利用した旨を記載してください。また、事業完了後も成果物の更なる利活用を図っていただき、有効にPRを展開してください。なお、すかがわ魅力創出事業の普及等を目的として、市が成果物等の使用または借用等を依頼する場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

5 事業の記録写真等の撮影・公開

事業実施においては内容の記録（写真、動画）をお願いします。それらの記録は、市HPや掲示物、チラシ等で使用することができますので、ご協力をお願いいたします。

6 その他

補助金の交付については、「須賀川市補助金等の交付等に関する規則」及び「すかがわ魅力創出補助金交付要綱」の定めるところによります。